

建設工事等競争入札（見積）参加者心得

（趣旨）

第1条 この心得は、工事又は製造の請負契約、設計、測量、地質調査等の委託契約（以下「工事等」という。）において、港区（以下「区」という。）が行う制限付一般競争入札、希望制指名競争入札及び指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

（資格確認及び指名の取消し）

第2条 制限付一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者並びに希望制指名競争入札及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った制限付一般競争入札の参加資格の確認並びに希望制指名競争入札及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由がある場合（被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合を含む。）を除くほか、これを取消す。

3 重複して3件の区発注の工事等を受注した、競争入札参加資格の登録を区内の本店も若しくは支店又は営業所等で登録している事業者（以下「区内業者」という。）に対して、すでに別の区発注の工事等の入札参加資格の確認及び指名を行っていた場合、これを取り消す。

4 区発注の工事等を受注した、競争入札参加資格の登録を区外の本店も若しくは支店又は営業所等で登録している事業者（以下「区外業者」という。）に対して、すでに別の区発注の工事等の入札参加資格の確認及び指名を行っていた場合、これを取り消す。

第3条 制限付一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者並びに希望制指名競争入札及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格の確認及び指名は、これを取消す。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) (1)から(5)までのいずれかに該当することにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 制限付一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者並びに希望制指名競争入札及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号の一に

該当する者となった場合は、当該資格の確認及び指名は、これを取消す。

- (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき
- (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき
- (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (6) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年8月1日）に定める措置要件に該当することになった者
- (7) 建設工事等競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格審査の申請を行うことができる条件を欠くこととなった者

第5条 制限付一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者並びに希望制指名競争入札及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認及び指名を取消すことがある。

（入札保証金）

第6条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積もる契約希望金額（単価による入札においては、契約希望金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 制限付一般競争入札に参加する資格を確認された結果の通知（以下「確認結果通知」という。）又は希望制指名競争入札及び指名競争入札参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき

（入札保証金の納付に代わる担保）

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供によりこれに代えることができる。この場合、当該担保の価値は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 その債権金額
- (2) 鉄道債券その他政府保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の八割に相当する金額
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形 手形金額（その手形の満期の日が、当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌

日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 銀行に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(6) 銀行の支払保証書 その保証する金額

(入札保証保険証券の提出)

第8条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しないこととするときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第9条 入札保証金は、確認結果通知又は指名通知において指示された場所、期限及び手続きに従い納付しなければならない。

(入札の基本的事項)

第10条 入札参加者は、区から指示された図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

2 図面及び仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増減を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認結果通知又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前であっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中であっては、その旨を入札書に記載し行うものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第13条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうち、封をして、あらかじめ入札通知書等において示した日時及び場所にお

いて、区の指示により入札をしなければならない。

記名押印は、建設工事等競争入札参加資格審査受付票に記載された、代表者名及び実印（使用印を登録している場合は使用印に限る）、代理人に委任している場合は、代理人名及び代理人印とする。

2 入札参加者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、区が指定する積算内訳書を提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札に当って、建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参しなければならない。

（入札の取りやめ等）

第 14 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

（入札書の書換等の禁止）

第 15 条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第 16 条 開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において行う。ただし、別に指示したときはこれに従う。

2 入札参加者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札参加者が、開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない区職員を立ち会わせる。

（入札の無効）

第 17 条 次の各号の一に該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 定められた日時までに定められた入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 予定価格を事前公表している案件にあっては予定価格を超える金額での入札

(4) 区が積算内訳書の提出を求めた場合において、区が指定する積算内訳書を提出しない者のした入札

(5) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に有効な記名若しくは押印がないもの

(6) 区が積算内訳書の提出を求めた場合において、積算内訳書の記載事項が不明なもの又は積算内訳書に記名押印のないもの

(7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの

(8) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

(9) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る入札

(10) 同一の入札書に 2 件以上の入札事項を連記したもの

(11) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

（落札者）

第 18 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の競争入札の場合においては、次条及び第

20条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とするところがある。

(最低価格の入札参加者以外の者を落札者とするところができる場合)

第19条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

第20条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表する場合は、再度の入札は行わず、不調とする。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札において第17条の規定により無効とされなかった者に限る。

(再度入札の入札保証金)

第22条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第23条 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときには、これに代わって、当該入札事務に関係のない区職員をがくじを引く。

(入札結果の通知)

第24条 開札した場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その商号・名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に知らせる。この場合において、落札者となった者が立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第25条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成し記名押印して、建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参の上提出しなければならない。

- 2 前項の期間は、必要があるときは、区の指示により伸縮することがある。
- 3 前2項の期間内に契約書を提出しないときは、落札者はその効力を失うことがある。
- 4 契約書の提出があったときは、契約担当者が当該契約書に記名押印し、1部を落札者に返付する。

(契約の確定)

第 26 条 契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第 27 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札者に対して契約保証金の全部を納めないこととした場合には、契約の確定後に入札保証金を返還する。
- 3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を金銭出納員に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供により入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第 28 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第 29 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、区に帰属する。

(契約保証金)

第 30 条 落札者は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事等履行保証契約を締結したとき
- (3) 確認結果通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第 31 条 第 7 条及び第 28 条の規定は、契約保証金について準用する。

(履行保証保険証券の提出)

第 32 条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(工事等履行保証証券の提出)

第 33 条 落札者は、落札者から委託を受けた保険会社と工事等履行保証契約を締結

して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該工事等履行保証契約に係る保証証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第 34 条 契約保証金は、区の発行する納付書により、契約書提出前に、当該納付書に記載された場所において納付しなければならない。

(利札の還付)

第 35 条 利札付債権を契約保証金の納付にかえて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 36 条 工事等又は製造の請負で予定価格が 1 億 5 千万円以上の契約については、港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年港区条例第 8 号)の定めるところにより、港区議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(前払金の対象)

第 37 条 工事等の前払金は、入札条件として、前払金対象予定工事等である旨を明示したものについて行う。

(前払金の率等)

第 38 条 前払金の率は、工事の請負については契約金額の 4 割以内(10 万円未満の端数は切り捨てる。)において入札条件に示す率とし、設計等の委託については契約金額の 3 割以内(10 万円未満の端数は切り捨てる。)において入札条件に示す率とする。ただし、前払金の最高限度額は、1 件の契約につき工事の請負については 1 億円とし、設計等の委託については 5 千万円とする。

(前払金の制限)

第 39 条 第 37 条により前払金の対象とされる契約にあっても、次の各号に該当する場合は、前払金を支払わない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

(1) 契約金額が 1 千万円未満の契約

(2) 支給材を支給する契約で、契約金額に支給材の額を加えた額の 3 割以上の材料を支給するもの

(翌年度以降にわたる工事等の特例)

第 40 条 前払金は、翌年度以降にわたる工事等についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第 41 条 前払金を請求しようとするときは、公共工事等の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

(前払金に関するその他の規定)

第 42 条 前 5 条に定めるもののほか、前払金については、入札条件及び契約条項に定めるところによる。

(見積競争)

第 43 条 第 2 条から第 5 条まで並びに第 10 条から第 21 条まで、第 23 条から第 26

条まで、及び第 30 条から第 42 条までの規定は、随意契約における見積競争の場合に準用する。

(見積の無効)

第 44 条 第 17 条第 1 号並びに第 3 号から第 11 号までの規定は、随意契約における見積競争の場合に準用する。また、見積通知書において指示した提出日時を過ぎて提出された見積書は、これを無効とする。